

# 八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル説明書

平成28年11月

八 戸 市

## 目 次

### I 一般事項

- 1 趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2 設計業務委託・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- 3 プロポーザル概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 4 スケジュール・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 5 参加資格等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 6 手続等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 7 技術提案の課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 14
- 8 審査の公開等について・・・・・・・・・・・・・・ 16

### II 計画条件等

- 1 所在地、敷地条件等・・・・・・・・・・・・・・・・ 17
- 2 計画施設の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18

### III その他

- 1 提案者の失格事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 2 提出書類の取扱・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 3 受注資格の喪失・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 4 費用負担について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 5 使用言語等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21
- 6 現地説明会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 21

## I 一般事項

### 1 趣旨

八戸市美術館は、青森県内初となる博物館法に基づく美術館（登録博物館）として昭和 61 年に開館しました。以来、郷土にゆかりのある作家による 2,800 点を超える収蔵作品の展示、国内外の優れた作品によるコレクション展・企画展の開催、市民の創作活動の発表の場としての市民ギャラリー運営など、八戸市の文化芸術活動の振興に重要な役割を果たしてきました。

しかし、現在の美術館の建物は、旧税務署庁舎（昭和 44 年建設）をコンバージョン（用途変更）し使用しており、アートや表現活動の多様化や市民の創作活動がますます活発に行われるなかで、魅力的で自由度の高い芸術作品の鑑賞空間の確保、作品展示に必要な適切な環境確保、耐震性、設備の老朽化など数多くの施設の課題が表面化してきたことから、長年多くの市民から新美術館の整備が期待されてきたところです。

美術館が立地する中心市街地は、八戸市全域を屋根がない大きな博物館に見立てた市の観光戦略「フィールドミュージアム八戸構想」において、センターミュージアムとして位置づけられ、中心市街地に立地する現美術館も文化・観光振興に大きく寄与してきました。

また、八戸市では、国の重要無形民俗文化財の「八戸三社大祭」と「八戸えんぶり」に代表される伝統ある文化から新しい文化まで、特色ある多様な分野における市民の活動が活発に繰り広げられることを「多文化」と定義し、「多文化」推進により地域活力の創出を図る施策に積極的に取り組んできました。その一環として平成 22 年、異なる行政分野である文化行政とまちづくりを一体的に運営する「まちづくり文化推進室」を設置し、「アート」の力を通じまちが抱える諸課題の解決に取り組む「アートのまちづくり」に積極的に取り組んできました。

平成 23 年 2 月に開館した「八戸ポータルミュージアム『はっち』」は、「市内の観光スポットに誘うポータル（玄関口）としての役割を果たすミュージアム」であり、「賑わい創出・文化芸術振興・ものづくり振興・観光振興を分野横断的に展開することで八戸を元気にするプロジェクト」です。『はっち』では市民主体による様々な文化的イベントが年間を通じ開催され、市民が生き活きと文化活動を行う様子を見ることができます。また、自主事業で招聘したアーティストが、館内のレジデンスに滞在しながらユニークなコミュニティアート・プロジェクトを展開するなど、これまで地域資源の再発見につながるコンテンツを数多く発信してきました。

最新の事業としては、六日町地区に建設された民間商業ビル内に「本のまち八戸」を広げるための新しい拠点「八戸ブックセンター」が平成 28 年 12 月にオープンするほか、この隣接地には中心市街地の庭のような役割を担う「マチニワ」の供用を予定しており、新たな賑わい拠点が整備されることで中心市街地にさらなる魅力が加わります。（※P 22 注釈参照）

「多文化」を推進してきた当市におけるこれまでの活動を背景に、中心市街地に立地する特性を活かし、活発に展開される市民の文化芸術活動の拠点と、「アートのまちづくり」の中核施設としてふさわしい、新たな美術館の整備を期待する市民の声の高まりを受け、新美術館整備のための準備が始まりました。

平成 28 年 5 月には学識経験者で構成する「八戸市新美術館整備基本構想策定有識者会議」が設置され基本構想の素案をまとめ、市民・関係団体による意見交換会等を経て、平成 28 年 9 月に「八戸市新美術館整備基本構想」を策定しました。

本基本構想は、「アート・エデュケーション・ファーム ～種を蒔き、人を育み、100 年後の八戸を創造する美術館～」をテーマとして題し、これまで積み上げてきた活動実績を踏まえながら、いままで以上に八戸の「地域性」と「人」にこだわり、アートが持つ力によって市民一人一人の感性や創造力が高まることが、八戸をより魅力あるまちに創りかえる原動力になるとの信念を持ち、今の八戸に生きる人や将来の八戸に暮らす人たちの「畑」に多様な「種」を蒔くこと。さらに、50 年・100 年先の八戸の姿を見据え、美術館が人に寄り添い時には見守りながら、その人の個性を引き出す「共育」（＝エデュケーション）の考え方によって、蒔かれた「種」の成長を促し、実らせる取組を戦略的かつ経営的に推進する、「農場」（＝ファーム）のような美術館運営を目指すことをビジョンと位置づけています。

このビジョンを具現化するため、3つのミッション（①「八戸の美」に迫る、②「八戸の人」を育む、③「八戸のまち」に波及させる）を掲げ、従来の「美術館機能」を拡張し、さらに市の文化政策の司令塔としての「アートセンター機能」、新美術館の特徴的な活動を担う「エデュケーションセンター機能」を併せ持ち既存の美術館の姿を越えた、新しいタイプの『美術館』を整備することをねらいとしています。

今後、基本構想を踏まえ、有識者による検討委員会や市民・関係団体との意見交換会での議論を重ね、新美術館における具体的な活動や運営のあり方に関する詳細な計画（＝八戸市新美術館管理運営基本計画）を策定する予定ですが、本計画策定と建築設計業務を同時並行に行うスケジュールとすることで、新美術館における具体的な活動や運営（ソフト）と密接にリンクした施設整備（ハード）を実現したいと考えています。

そこで、設計者の選定にあたっては、基本構想に掲げたビジョンとミッションを十分に理解して頂いたうえで、その方針に沿った設計を行うことのできる設計者であること。設計段階において有識者会議や市民、行政とのコミュニケーションを積極的に図り、建築設計に反映して頂くこと。設計者からも新美術館での活動や運営に関するアイデアを積極的に提案して頂くことなど、これまでにない新しい『美術館』を市民や行政と一緒に創り、育てる意欲に溢れた設計者との協働に期待するところです。

青森県内には、世界的に高い評価を受ける青森県立美術館、十和田市現代美術館、国際芸術センターなどのアート関連施設があります。新美術館では、上記の施設と

の連携やネットワーク構築を視野に入れ、これらと比肩するような『美術館』を八戸市において実現したいと願っています。

本設計者選定あたり、一緒に新しい美術館を創るパートナーとしてふさわしいチームを選定することを重視した「公募型プロポーザル方式」を行います。プロポーザル参加を検討して頂く皆様には、基本構想に掲げる私たちの思いを十分に汲んで頂き、自由な発想で、創造性にあふれる大胆な『美術館』の提案を歓迎いたします。

## 2 設計業務委託

### (1) 委託概要

#### ① 委託業務名

八戸市新美術館建設工事基本設計業務委託

#### ② 業務内容

- ア 新美術館整備に係る基本計画、基本設計
- イ 工事費概算書及び維持コスト検討書の作成
- ウ 基本計画・基本設計内容の説明
- エ 市が求める会議への参加・協力  
(プレゼンテーション、資料作成等)

#### ③ 委託期間 契約の日から平成 30 年 2 月 28 日 (水) まで

#### ④ 想定委託料 基本設計業務委託料の上限 40,000 千円 (税込) とします。

#### ⑤ 審査委員会で選定された最優秀者を八戸市新美術館建設工事基本設計業務委託に係る随意契約の見積徴収の相手方とし、契約交渉します。なお、特に支障がない限り、基本設計業務委託の受託者を相手方として、実施設計業務について、別途契約を締結します。

ただし、最優秀者と八戸市が契約条件等で合意に至らない場合、最優秀者に事故等があり見積徴収が不可能になった場合、あるいは契約締結を辞退した場合は、優秀者を当該見積徴収の相手方とします。(次順位以降についても同様の取扱いとします。)

#### ⑥ 契約手続きは、八戸市財務規則 (昭和 54 年八戸市規則第 1 号) の定めによります。

#### ⑦ 特定された提案内容は基本設計の原案として使用させていただきますが、その全てを採用することを約束するものではありません。また、八戸市は、特定された提案内容について変更を求める場合があります。

#### ⑨ 受託者は、

- ・八戸市新美術館運営検討委員会
- ・(仮称) 八戸市新美術館設計建築アドバイザー会議
- ・株式会社青森銀行
- ・青森銀行八戸支店の設計事業者

と打ち合わせをしながら進めることとします。また、市が参加を求める会議にも

出席することとします。

(2) 委託契約資格の喪失

- ① 見積徴収及び契約の相手方が、契約締結までの間に、「Ⅲその他 1 提案者の失格事項」に該当することが判明した場合は、その者とは契約を行わず、次順位者を見積徴収及び契約の相手方として契約手続きを進めます。
- ② 市は、契約締結後においても、「Ⅲその他 1 提案者の失格事項」に該当することが判明した場合又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約の解除ができるものとしてします。

3 プロポーザル概要

(1) 名称

八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル

(2) 主催者

八戸市

(3) 選定方式

公募型プロポーザル

(4) 提案の範囲

美術館本棟、外構、駐車場、広場

(5) 選定概要

選定段階	評価・審査の方法
参加表明書受付及び審査	参加資格条件の審査
第1次審査	技術提案書（様式11）の審査基準による審査（書類審査） （参考）事務所、各技術者の実績等
第2次審査	プレゼンテーション及びヒアリングを実施 提案チームの対応力、技術提案書（様式11）等を含めて総合的に審査

※第2次審査の結果、最優秀1者、優秀1者を選定

(6) 設計者の選定

① 審査委員会

設計者の選定は「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル審査委員会」（以下「審査委員会」という。）で行います。

② 審査委員会の委員

役職	氏名	専門分野等	所属・職名
委員長	北原 啓司	建築・まちづくり関係	弘前大学大学院地域社会研究科長
副委員長	佐藤 慎也	建築計画・美術館関係	日本大学理工学部建築学科教授
委員	青木 淳	建築・デザイン	青木淳建築計画事務所主宰
委員	池田 亨	美術館関係	青森県立美術館美術企画課長
委員	志賀野 桂一	基本構想関係	白河文化交流館コミネス館長 (プロデューサー) 東北文化学園大学特任教授 八戸市新美術館整備基本構想策定 有識者会議メンバー
委員	馬渡 龍	建築・まちづくり関係	八戸工業高等専門学校 産業システム工学科准教授
委員	吉川 由美	基本構想関係	(有)ダ・ハ プランニング・ワーク代表 取締役 八戸市新美術館整備基本構想策定 有識者会議メンバー

#### 4 スケジュール

プロポーザル説明書公表（公告） 質疑書 受付開始	平成 28 年 11 月 25 日（金）
▽	
質疑書 提出期限	平成 28 年 12 月 2 日（金）
▽	
質疑書回答（公表）期限	平成 28 年 12 月 13 日（火）（予定）
▽	
プロポーザル参加表明書 提出期限	平成 28 年 12 月 19 日（月）
▽	
審査関係書類 提出期限	平成 29 年 1 月 27 日（金）
▽	
第 1 次審査（書類審査）	平成 29 年 2 月上旬
▽	
第 2 次審査（プレゼンテーション・ヒアリング）	平成 29 年 2 月 26 日（日）
▽	
選定結果の通知・公表	平成 29 年 2 月下旬～3 月上旬

#### 5 参加資格等

##### (1) 参加資格

本プロポーザルに参加する者は、次に掲げる参加条件を全て満たす者としてします。

##### ① 単体企業の場合

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 に規定する者に該当しないこと。

イ 平成 28 年度 八戸市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されていること。

ウ 上記に登録されていないものにあつては、参加表明書提出と同時に参加資格審査申請を行い、同等の資格を有していると認められること。（参加資格審査申請手続きの方法は「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル参加資格審査申請説明書」に記載）。

登録していない者にあつては、公告の日から契約締結の日までの間のいずれかの日において、国又は地方公共団体の指名除外措置（これに類する措置を含む）を受けていないこと。

エ 建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条の規定による、一級建築士事務所の登録を有すること。



オ 公告の日から契約締結までの間に八戸市建設業者等指名停止要領（平成 16 年 6 月 1 日実施）に基づく指名停止の措置を受けていないこと。

カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者、又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。

キ 設計共同体の代表者や構成員として、本プロポーザルに重複して参加していないこと。

ク 国税及び地方税に未納がないこと。

ケ 八戸市の事務又は事業における暴力団排除措置の実施に関する要綱（平成 24 年 9 月 25 日実施）第 2 条第 3 項に該当することにより、暴力団員が実質的に経営を支配する業者又はこれに準ずるものとして、警察当局から、本市が行う事務事業からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

## ② 設計共同体の場合

ア 構成員の数は 2 又は 3 であること。

イ 構成員はそれぞれが上記 I 5(1)①のアからケに掲げる条件を全て満たす者であること。

ウ 代表者は設計共同体において中心的役割を担う履行能力を有していること。

エ 代表者の出資比率が最大で、かつ、その他の各構成員の出資比率が次のとおりであること。

a. 構成員の数が 2 の場合 30%以上

b. 構成員の数が 3 の場合 20%以上

オ 設計共同体を構成して参加する場合にあっては、前各号のほか、次の全ての要件を満たしていること。

a. 設計共同体の協定書が、「建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて」（平成 11 年 3 月 31 日付文施指第 175 号）の別紙 1 に示された様式に基づくものであること。

b. 構成員において決定された代表者が、設計共同体の協定書において明らかであること。

c. 設計共同体の名称は、「八戸市新美術館建設工事基本設計〇〇・△△設計共同体」とすること。

d. 設計共同体の代表者及び構成員が、本公募の他の応募者（他の参加者が設計共同体である場合は、その代表者及び構成員）でないこと。

## ③ 技術者の資格条件

ア 管理技術者は、提出者の組織（設計共同体の場合は代表者に限る）に所属していること。

イ 意匠担当主任技術者は、提出者の組織（設計共同体の場合は構成員を含む）に所属していること。

ウ 管理技術者及び記載を求める各主任担当技術者は、それぞれ 1 名であること。

エ 管理技術者及び各主任技術者は、下記の資格、実務要件を満たしていること。

- a. 管理技術者は、一級建築士であること。
- b. 意匠担当主任技術者は、一級建築士であること。

## (2) 参加に関する制限

- ① 参加者1者につき1提案とします。
- ② 参加にあたって、協力事務所を加えることは可とします。
- ③ 次に掲げる者は、前項の有資格者であっても、本件プロポーザルに参加することはできません。

また、参加者は次に掲げる者から直接又は間接に支援を受けることはできません。

ア 審査委員会の委員及び八戸市新美術館整備基本構想策定有識者会議（以下「有識者会議」とする。）のメンバー並びにその家族

イ 審査委員会の委員及び有識者会議のメンバーが主宰し、あるいは役員又は顧問となっている営利団体に所属する者

ウ 審査委員会の委員及び有識者会議のメンバーが大学及び高等教育機関に所属する場合において、その委員の研究室に現に所属する者

エ 主催者の組織に属するもの

オ 株式会社青森銀行の役員及び社員

## 6 手続等

### (1) 担当部署

郵便番号：〒031-0031

住所：青森県八戸市番町10-4

担当課：八戸市 まちづくり文化スポーツ観光部 新美術館建設推進室

T E L：0178-45-8345

F A X：0178-24-4531

e-mail：shinbi@city.hachinohe.aomori.jp

### (2) プロポーザル説明書等の交付場所及び期間

#### ① 交付資料

ア 募集公告

イ プロポーザル説明書

ウ プロポーザル参加資格審査申請説明書

エ 提出様式（様式1～14、参考資料1～3）

オ 八戸市新美術館整備基本構想

② 交付場所

ア 八戸市HP (<http://www.city.hachinohe.aomori.jp>)

イ 上記 I 6(1)の場所

③ 交付期間

ア 上記②アにあつては公告の日以降

イ 上記②イにあつては、公告の日から平成 28 年 12 月 19 日(月)まで(土曜・日曜・祝日を除く)。受付時間は午前 8 時 15 分から午後 5 時まで。

(3) 質疑書の提出期限及び提出方法

① 質疑受付期間

公告の日から平成 28 年 12 月 2 日(金)まで。

② 提出方法

様式 1 3「質疑書」により作成し、電子メール(通信確認を I 6(1)の担当部署に電話により行うこと)により提出することとします。電話及び直接来庁等による口頭による質疑には応じません。

③ 回答方法

平成 28 年 12 月 13 日(火)を目途に、受付した全ての質疑に対する回答を八戸市のホームページに掲載します。

(4) 参加表明書の提出及び資格審査等

① 提出期限

平成 28 年 12 月 19 日(月)午後 5 時まで。

② 提出方法・場所

I 6(1)の担当部署に持参、郵送(書留又は簡易書留)又は託送とします。電子メール又は FAX による提出は受理しません。持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く午前 8 時 15 分から午後 5 時までの間とします。郵送又は託送の場合は提出期限内必着となるよう指定し、発送及び到着の記録が残る方法によるものとします。

封筒の表面には、「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル関係書類在中」と記載してください。

なお、平成 28 年度八戸市測量・建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿の「建築関係建設コンサルタント業務」に登録されていないものにあつては、参加表明書と同時に参加資格審査申請書及び関係書類を提出してください。

③ 提出書類及び部数

番号	様式等	部数	内容（印刷はA4判 片面）
1	様式1	3部	参加表明書
2	様式2	3部	事務所の設計実績一覧表
3	様式3	3部	協力事務所 （協力事務所がある場合は提出）
4	様式4	3部	技術職員数・資格一覧表
5	様式5	3部	担当チーム（管理技術者・各担当主任技術者）の経歴等※1
6	資格の証明書等	1部	様式5の添付ファイル
7	様式6	3部	担当チーム（管理技術者・各担当主任技術者）の手持ち業務状況
8	様式7	3部	過去の受賞歴※2
9	受賞実績がわかる賞状、雑誌等の写し	1部	様式7の添付ファイル
10	様式8	3部	各技術者（担当チーム）の資格一覧表
11	様式14	3部	設計共同体の取組体制※3 （設計共同体の場合は提出）
12	参考資料1 別紙1	3部	建設工事に係る設計業務の共同設計方式の取扱いについて 別紙1※3 （設計共同体の場合は提出）
13	参加資格審査申請書	1部	登録していない場合のみ提出
14	DVD	1部	番号1～13のファイルを、項目別にPDFファイルで提出

※1 様式5について、記載した資格については、そのことが確認できる資格証明書の写し等（1部）を添付すること。

※2 様式7について受賞実績がわかる賞状、雑誌等の写しを別添提出（1部）してください。なお、前籍の事務所等での実績も可とします。

※3 様式14、別紙1は設計共同体で本プロポーザルに参加する場合に提出すること。

④ 資格審査

審査の結果は、平成28年12月28日（水）午後5時までに電子メール又はFAXで参加者全員に通知します。

⑤ 提出書類の内容

ア 用紙の大きさはA4判（片面のみ）の使用とします。

イ 提出資料に記載する業務の実績及び過去の受賞歴については、海外の業務の実績及び受賞歴を含むものとします。また、設計共同体の構成員としての実績

及び過去の受賞歴については、出資比率にかかわらず記入することができます。

ウ 同種・類似業務とは、平成 13 年 4 月 1 日以降に携わった下記業務の新增築(改築含む)に係る基本設計及び実施設計業務とします。

a. 同種業務：国土交通省告示第 15 号 別添二 で、建物の類型「十二 文化・交流・公益施設」のうち建築物の用途等の「第 2 類（複雑な設計等を必要とするもの）」に属する施設

b. 類似業務：国土交通省告示第 15 号 別添二 で、建物の類型「十二 文化・交流・公益施設」のうち建築物の用途等の「第 1 類（標準的なもの）」に属する施設

エ 経験年数及び年齢は、平成 28 年 11 月 1 日現在とし、1 年に満たないものは切捨てとします。

オ 様式 5 に記載する業務実績の件数は、管理技術者・各担当主任技術者については 5 件以内とし、6 件以上の実績を有する場合には、同種・類似業務を優先してください。

カ 様式 7 に記載する過去の受賞歴は、管理技術者・各主任技術者については 5 件以内とし、同種・類似業務の受賞実績を優先して記入してください。

#### ⑥ 参加表明書審査

参加表明書を提出したものを対象に、I 5 (1)の審査を実施し、全ての参加条件を満たす者を選定します。

### (5) 審査関係書類の提出及び審査

#### ① 提出期限

平成 29 年 1 月 27 日（金）午後 5 時まで。

#### ② 提出方法・場所

作成データを記録した DVD 1 枚を同封し、I 6 (1)の担当部署に持参、郵送又は託送で行うものとします。電子メール又は F A X による提出は受理しません。また、要求したもの以外の書類・図面等についても受理しません。

持参する場合の受付時間は、土曜・日曜・祝日を除く、午前 8 時 15 分から午後 5 時までとします。

郵送又は託送の場合は提出期限内必着となるよう指定し、発送及び到着の記録が残る方法によるものとします。

封筒の表面には「八戸市新美術館建設工事設計者選定プロポーザル関係書類在中」と記載してください。

なお、提出後の追加及び変更は認めません。

③ 審査関係書類及び部数

番号	様式	部数	内容
1	様式 9	1 部	表紙 (A3 判横 片面)
2	様式 1 0	15 部	業務の実施方針 (A3 判横 片面)
3	様式 1 1	1 部	技術提案書 正本 (A1 判横 片面 1 枚、外枠不要) スチレンボードに貼付 14 ポイント以上で作成。
		15 部	技術提案書 副本 (A3 判横 カラー片面 1 枚) 折らずに提出 (片面、パネル化は必要なし)
4	様式 1 2	15 部	基本設計工程計画 (A3 判横 片面)
5	DVD	1 部	番号 1~4 のファイルを、項目別に PDF ファイルで提出。なお、技術提案書 (様式 11) のサイズは 5MB 以内とする。

④ 審査関係書類の内容

- ア 審査関係書類は、様式 9 から様式 1 2 に基づき作成してください。
- イ 各様式の右上にある※整理番号欄に、I 6 (4)④の資格審査の結果でお知らせする整理番号を記載してください。
- ウ 様式 9、1 0、1 2 について
- 用紙の大きさは A3 判 (横 片面) とします。
  - 記述する文字の大きさは 12 ポイントとし、書体は任意とします。
  - 様式 1 0 の作成に当たっては、業務の取組体制 (業務フローチャート)、設計チームの特徴 (協力体制・業務分担体制等)、特に重視する設計上 (意匠・構造・設備の各分野) の配慮事項 (提案を求めている内容を除く)、基本設計におけるワーキング方法、その他の業務実施上の配慮事項等を簡潔に記述してください。
  - 様式 1 0、様式 1 2 には提出者が特定できるような表示はしないでください。
  - 整理番号は記載枠サイズ:縦 2.5cm×横 5cm 程度, フォント:半角の MS ゴシック、フォントサイズ: 24 ポイントで記載してください。
- エ 技術提案書 (様式 1 1) について
- 用紙の大きさ
    - 正本: A1 判 (横) 片面とし、スチレンボード (厚さ 7mm 程度、外枠不要) に貼付し提出
    - 副本: 上記正本を A3 判 (横) でカラー縮小コピーした印刷物を折らずに提出
  - 記述する文字の大きさは 14 ポイントとし、書体は任意とします。図表の説明書き等の文字は、14 ポイント以下としてもよいですが、見やすい大ききで表してください。

- c. 提出者が特定できるような表示はしないでください。
- d. 文章を補完するためのイラスト、イメージ図等の表現は認めます。
- e. PDFで提出する際には、5MB以下となるようにしてください。
- f. 整理番号は記載枠サイズ:縦 2.5cm×横 5cm 程度, フォント:半角のMSゴシック、フォントサイズ:48ポイントで記載してください。

⑤ 審査関係書類の審査、選定

ア 第1次審査(書類審査)

提案者の中から、「技術提案書(様式11)」を評価し、他の審査関係書類を参考としながら第1次審査合格者を3~5者程度選定します。

また、提案者が少数である場合は、第1次審査を省略し、提出書類審査を含めて第2次審査を実施できるものとし、提案者が1者の場合は、本プロポーザルは中止するものとします。

イ 第1次審査の結果の通知

第1次審査の結果については、提案者全員に文書により通知します。

ウ 第2次審査(ヒアリング等)

第1次審査で選定された者を対象に、公開プレゼンテーション及びヒアリングを実施し、技術提案書(様式11)等も含めて総合的に評価し、最優秀1者と優秀1者を選定し、以下順位を決定します。

- a. 提案者の説明(プレゼンテーション)はプロジェクター等の使用により行ってください。ただし、提出済書類以外の追加資料は使用できません。
- b. 説明の後、委員によるヒアリングを行います。
- c. 説明者は、総括責任者を含め3名以内とします。
- d. 選定については、プレゼンテーション及びヒアリングを踏まえ、各委員の評価をもって、決定します。
- e. 公開プレゼンテーションの実施方法や場所、使用機材等については、第2次審査参加者に別途通知します。

④ 選定基準

審査段階	審査基準	選定数
第1次審査	提案の的確性、創造性、実現性、地域性の考慮を技術提案書(様式11)により審査 (参考)事務所、各技術者の実績等	全ての応募者→ 3者～5者程度
第2次審査	提案チームの対応及び技術提案書(様式11)等を総合的に評価	3者～5者程度 →最優秀 1者 優 秀 1者

⑤ 第2次審査結果の通知

第2次審査参加者全員に、速やかに結果と順位を文書で通知します。

7 技術提案の課題

(1) 本プロポーザルにおいては、以下の課題について、I 6(5)に従って提案してください。

番号	技術的課題	主な項目
①	中心街周辺施設との連携について	・他公共施設等との連携 ・中心街の回遊性 など。
②	青森銀行八戸支店を含めた敷地内のレイアウト、動線、駐車場の配置について	・新美術館の配置 ・駐車場の配置 ・自動車や人の動線 など。
③	「ワイガヤゾーン」と「シーンゾーン」のゾーニングについて	・Bゾーンの活用 ・各諸室の効率的な利用 ・来場者、展示 など。
④	ランニングコストの低減について	・運営、維持管理経費軽減など。

① 中心街周辺施設との連携について (補足)

市庁前広場は、現在整備されている都市計画道路 3・5・1 号沼館三日町線沿いに位置しており、新美術館の整備との相乗効果が期待されるところです。この動線及びロータリー内広場の活用について、提案内容に盛り込むことも可とします。

② 青森銀行八戸支店を含めたレイアウト、動線、駐車場の配置について (補足)

青森銀行八戸支店と八戸市の土地については、概ね参考資料2のようになるものと想定しています。提案には青森銀行八戸支店の配置を含めてもかまいません(提



案が採用されることを保証するものではありません)。また、現在の青森銀行八戸支店はスケジュール上最後に解体するため、建物の配置はできません。双方の敷地間はフェンス等で区切ることはなく、一体的に活用することを想定しています。

駐車場については以下のとおり。

ア 青森銀行の必要駐車台数

45 台程度

内訳は以下のとおり

- a. 青森銀行関係者用 5 台程度  
(青森銀行敷地内に整備し新店舗へ隣接させること)
- b. 来客用 40 台程度
- c. 美術館利用者用に共同利用する可能性あり

イ 市の必要駐車台数

8 台程度のほか、大型バス 2 台程度

(全て市有地内に整備し、新美術館へ隣接させること)

内訳は以下のとおり

- a. 一時荷捌き用 (展示、カフェ・ショップ等) 2 台
- b. 来客用 2 台
- c. 公用車用 2 台
- d. 車イス利用者用 2 台

青森銀行の条件は以下のとおり

- ・前面道路 (ロータリー側) からの車輛出入口 (動線) の確保
- ・銀行店舗に隣接する専用業務車輛専用駐車場 (5 台程度、車庫含む) スペースの確保
- ・駐車台数 45 台以上の駐車スペースの確保
- ・銀行用独立看板の設置

③ 「ワイガヤゾーン」と「シーンゾーン」のゾーニングについて (補足)

「シーンゾーン」に位置づけられている「Dゾーン」については、以下の条件を想定しています。

ア 展示室

- a. 広さは 500 m<sup>2</sup>程度とする。
- b. 展示室と収蔵庫はできる限り同じ階に設置し、最短距離で移動できること。
- c. 天井高は 5m 程度とすること。
- d. 適切な温湿度管理がなされていること。

イ 搬入口

- a. 二重シャッターにより、11t 車が完全収納できる大きさを確保すること。
- b. 屋内作業が可能な十分な広さの荷解室を確保すること。

- c. 荷解室の床レベルは荷台レベルに合わせることを。
- d. 専用の搬入口とすること。

#### ウ 収蔵庫

- a. 現在保有する全ての作品が収められる規模以上を確保する（700m<sup>2</sup>以上）
- b. 温湿度管理は以下のとおりとする。
  - ・恒温恒湿空調装置による 24 時間管理
  - ・温度 20℃湿度 55%（±5%）程度を保つこと
- c. 収蔵庫内の環境は以下の内容に配慮すること
  - ・気密性（外部の影響を受けにくいこと）
  - ・調湿性（停電等による空調設備の停止時でもある程度の期間一定の湿度が保てること）
  - ・安定性（経年変化の少ない安定した素材であること）
  - ・安全性（収蔵品への影響がほとんどない素材であること）
  - ・出入口（耐火性、防盜性、気密性を兼ね備えた扉であること）

その他、

「文化財公開施設の計画に関する指針（平成 7 年 8 月文化庁文化財保護部）」

「博物館の設置及び運営上望ましい基準(平成 23 年 12 月 20 日 文部科学省告示第 165 号)」  
に準ずるものとする。

#### 8 審査の公開等について

第 2 次審査のプレゼンテーション及びヒアリングは公開で行いますが、それ以外は非公開で行います。

なお、第 1 次審査内容、審査経過及び結果等については、プロポーザル終了後、八戸市ホームページに「実施報告」として掲載します。

## II 計画条件等

### 1 所在地、敷地条件等

#### (1) 敷地条件

- ① 敷地予定地 八戸市番町 10-4 ほか
- ② 計画敷地 市有地 (現況) 約 6,700m<sup>2</sup> (事業エリア 9,000m<sup>2</sup>)
- ③ 用途地域等 商業地域 (防火地域)
- ④ 上水道 あり
- ⑤ 下水道 あり
- ⑥ ガス あり
- ⑦ 電力 あり
- ⑧ 地質調査 平成 29 年 5 月頃発注予定

#### (2) 建築条件

- ① 名称 八戸市美術館
- ② 延床面積 最大 4,500m<sup>2</sup> まで (3 階建て程度まで)
- ③ 構造 自由に提案してください。
- ④ 概算工事費 20 億円程度
- ⑤ 事業計画 (予定)

基本設計 平成 29 年 3 月～平成 30 年 2 月

実施設計 平成 30 年 3 月～平成 30 年 9 月

建設工事 平成 30 年 12 月～平成 32 年 3 月

#### (3) 青森銀行八戸支店の整備スケジュール (予定)

事業計画 平成 28 年 7 月～平成 29 年 3 月

基本・実施設計 平成 29 年 6 月～平成 30 年 12 月

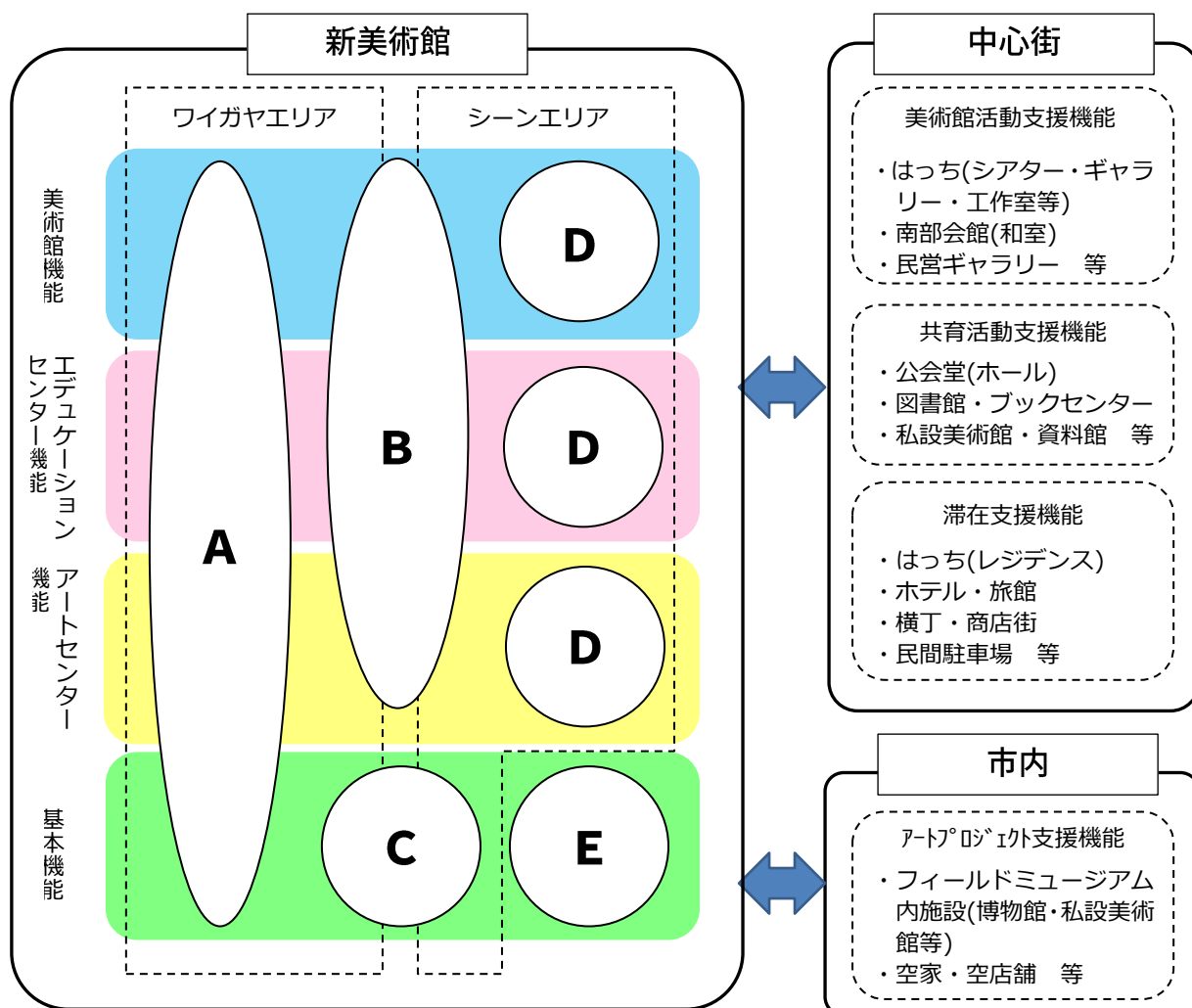
新青森銀行建設工事 平成 31 年 1 月～平成 32 年 2 月

現青森銀行解体工事 平成 32 年 4 月～平成 32 年 9 月

	事業	H28 年度	H29 年度	H30 年度	H31 年度	H32 年度
八戸市	基本設計		●→			
	実施設計			●→		
	建設工事				●→	
青森銀行	事業計画	●→				
	基本・実施設計		●→			
	新青森銀行建設工事				●→	
	現青森銀行解体工事					●→

## 2 計画施設の概要

### (1) 各機能と利用形態について



#### ▼「A」ゾーン

基本機能を含め、3つの機能をつなぐ交流ゾーン。基本的に無料で入場できるスペースで、開放感があり、一般入場者及び美術館運営スタッフの相互交流も可能とするゾーン。

(想定される活動や使われ方)

- 鑑賞前後やイベント時の歓談・休憩での利用、利用者とスタッフとの簡単な打合せなどの市民交流
  - インフォメーション、収蔵品に関するデータベースや全国の美術館・アートプロジェクト等に関する情報コーナー
- など

#### ▼「B」ゾーン

3つの機能で共有して利用できるとともに、活動内容によって「ワイガヤ」にも「シーン」にも対応できる、自由度の高い利用を可能とするゾーン。

(想定される活動や使われ方)

- ・子どもから大人まで誰もが収蔵作品に気軽に触れられ、収蔵作品を共育普及活動の活きた教材として活用できる空間
- ・多種多様なジャンルで活発に行われている市民の文化活動発表
- ・市内の大学・高専をはじめとする高等教育機関のゼミや研究活動、大学生とアーティスト・企業等との共同事業などの活動
- ・小中高校の美術の先生による研修・研究会
- ・市民を対象とするワークショップ等の創作活動
- ・市民や研究者、美術館スタッフなどが共同で行う研究活動、講演会の開催など幅広い目的で使用できるイメージ

#### ▼「C」ゾーン

「ワイガヤエリア」と「シーンエリア」をつなぐ役割を果たすゾーン。

(想定される活動や使われ方)

- ・ミュージアムショップやカフェ・レストラン等鑑賞後の余韻に浸れたり、企画展のレセプションなどアートを介した交流など

#### ▼「D」ゾーン

必要に応じて機能間で共有することもあるものの、基本的には独立した空間としての整備を想定し、美術館としての非日常性や風格を漂わせるゾーン。

(想定される活動や使われ方)

- ・様々なジャンルの企画展の開催（「B」ゾーンでの展示とは異なり、作品とじっくり向きあえる環境を提供）
- ・現在保有する全ての作品に加え、今後新たに収集する作品を収蔵可能な規模で、地震、紫外線及び酸性物質等への対策や適切な温湿度管理がなされた収蔵庫と、作品搬出入のために十分な広さの前室、トラックヤード、荷解き場
- ・市内の大学・高専を中心とする教育機関が連携して実施する、アートエデュケーションやアートによるまちづくりの調査研究や企画開発
- ・市民サポーターなどの美術館運営支援組織の活動
- ・収蔵作品や地域資源の調査研究
- ・全国のエデュケーションプログラムやアートプロジェクト等の調査研究活動など

#### ▼「E」ゾーン

施設管理や事業実施のため必要な機能を整備するゾーン。

(想定される諸室)

- ・市民ギャラリー利用者控室、貸館利用者やアーティスト等の関係者専用駐車場、大型バス発着所
- ・館長室、事務室、警備員室、倉庫等の管理運営部門が入居するスペース
- ・空調機械室、電気設備室等の施設の維持管理スペース

など

#### ▼中心街・市内の各支援機能

新しい美術館の限られた空間を有効活用するとともに、新しい美術館の活動を館外へと波及させるため、美術館周辺や市内の各施設を「支援機能」として美術館の機能を補完します。

- ・美術館活動支援機能  
「はっち」や南部会館、民営ギャラリー等を、新しい美術館とつながる展示空間や市民の創作活動スペースとして連携
- ・共有活動支援機能  
全国の美術の先生が集まったの大規模な研修会の会場や、日常のアートエデュケーション活動の場として連携
- ・滞在支援機能  
招聘アーティストの滞在制作の拠点や、観光客や研修で訪れた方々の宿泊・観光・飲食の場として連携
- ・アートプロジェクト支援機能  
地域資源を活用したアートプロジェクトを展開するフィールドとして連携

#### (2) 想定される活動や使われ方について

上記AゾーンからDゾーンにある、想定される活動や利用方法は概ねこれらの活動あるいは類似の活動が行えることを理想とします。ただし、Dゾーンについては、美術館として最低限必要な機能を I 7(1)③に記載しているので、それらは盛り込まれるようにしてください。

### Ⅲ その他

#### 1 提案者の失格事項

次のいずれかに該当した場合は失格とします。

- (1) 提出する書類を期限内に提出しなかったもの。
- (2) 公告の日から「審査委員会において選考が終了するまで」の間に委員又は事務局に意図的に接触を図ったもの。
- (3) 提出書類に虚偽の記載をした者または、違反する表現をしたもの。

#### 2 提出書類の取扱

- (1) 書類提出後における内容の変更は認めません。
- (2) 提出書類に記載した予定技術者は、本業務に係る全てが終了するまで、原則として変更できません。ただし、病休・死亡・退職等のやむをえない理由による場合は、市の了解を得た上で、同等以上の技術者に変更することができます。
- (3) 提出された全ての書類は返却しません。
- (4) 審査委員会で選定された最優秀者及び優秀者が提出した書類のうち、技術提案書（様式11）の全部又は一部を公表します
- (5) 提出された全ての書類は、選定結果公表後に複製の作成及び八戸市情報公開条例に基づき公開する場合があります。ただし、提案者の了承が得られない場合は公表しません。

#### 3 受注資格の喪失

本件業務を受託した者（協力を受けるほかの者を含む。）及び本業務を受託した者と資本・人事面において関連があると認められた製造業または建設業の企業は、本業務に係る工事の入札に参加し、又は当該工事を請け負うことができません。

#### 4 費用負担について

本プロポーザルに係る一切の経費は事業者負担とします。ただし、第2次審査に参加する事業者には、1者当たり10万円を上限に予算の範囲内で謝礼を支払います。

#### 5 使用言語等

言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法によります

#### 6 現地説明会

現地見学会は特に開催しません。参加表明者が現地確認を行う場合は、外周部から、現場の状況を確認していただくようお願いいたします。

※「I 一般事項 1 趣旨」注釈

このほか、中心街におけるプロジェクトとして、中心街の玄関口である本八戸駅から市庁前ロータリーを經由して三日町に至る、本八戸駅通りの整備事業が進められているほか、中心街以外の場所でも、平成 17 年に合併した旧南郷区（現：八戸市南郷）でダンスを基軸とした「南郷アートプロジェクト」、産業都市八戸の魅力を再発見する「八戸工場大学」などのユニークなアートプロジェクトを展開しており、平成 25 年度に青森県で初となる、「文化庁長官表彰（文化芸術創造都市部門）」を受彰しています。